疾病第２０１５号
令和８年２月１７日

公益社団法人千葉県医師会長　様
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長　　様
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長　　様
一般社団法人日本病院会千葉県支部長　　様

千葉県健康福祉部長
（公印省略）

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

本県の感染症対策の推進につきまして、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。このことについて、令和８年２月１３日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課および予防接種課から別添のとおり事務連絡がありましたので、下記のとおり御対応くださいますよう貴会員への周知をお願いします。

記

・　発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。また、拡大防止のため、着実に院内感染予防対策を実施すること。
・　麻しんを疑った場合には、感染症法第 12 条の規定に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
・　診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施する（※実施可能な場合のみ）とともに、衛生研究所等での遺伝子検査実施のため検体を提出すること。
・　医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（２回以上の接種）を確認していることが望ましい。

【担当】
千葉県健康福祉部疾病対策課
感染症予防班　門倉
043-223-2691
043-224-8910
Mail：infection1@mz.pref.chiba.lg.jp